

オーストリア共和国における連邦制
—連邦国家における権限配分を中心として—
(7)

奥 正 嗣*

Federalism in the Federal Republic of Austria
—The division of responsibilities between *Bund* and *Länder*—
(7)

Masatsugu Oku*

Abstract

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10-15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

キーワード

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条–15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2018.11.21受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

(1) 権限配分の対象

(2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

(1) まえがき

(2) 一般的権限配分

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)

(3) 学校制度

(4) 財政関係

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第31巻第1号、平成29年10月)

(5) 非高権的行政（私経済行政、私法行政）

(6) 公的委託制度

3. 権限規範の解釈

(1) 権限の解釈

(2) 権限領域の分離、累積（重なり）原理および観点理論

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第31巻第2号、平成30年1月)

(3) 横断事項または複合事項

(4) 権限の集中と権限行使の調整

(5) 「制度理論」その他の連邦権限の一般条項化

(6) 補完性の原則の確立に向けて

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第31巻第3号、平成30年3月)

第2章 連邦の立法および執行への連邦参議院および州の協力（参与）、州の立法および執行への連邦の協力（参与）

1. 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

(1) 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

(2) 連邦参議院のその他の権限

(3) 連邦参議院の議決要件

2. 連邦の立法への州の協力（参与）

(1) 連邦の立法への州の同意権

(2) 州の同意の擬制

3. 州の立法への連邦の協力（参与）

(1) 州の立法に対する連邦政府の異議権

(2) 州の立法に対する連邦政府の同意権

4. 連邦の執行への連邦参議院の協力（参与）

(1) 連邦参議院の異議権

オーストリア共和国における連邦制—連邦国家における権限配分を中心として— (7)

- (2) 連邦参議院の同意権
- (3) 連邦参議院のその他の権限
- 5. 連邦の執行への州の協力 (参与) (間接連邦行政)
 - (1) 間接連邦行政の定義とその意義
 - (2) 間接連邦行政とその問題点
 - (3) 原則としての間接連邦行政
 - (4) 間接連邦行政における州の執行費用負担責任
 - (5) 間接連邦行政における州の行政責任
 - (6) 間接連邦行政の主体としての州知事
 - (7) 間接連邦行政の監督
 - (8) 間接連邦行政の異なった類型
 - (9) 非高権的行政と間接連邦行政

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第32巻第1号、平成30年10月)

- 6. 州法律の州執行への連邦の協力 (参与) (間接州行政)
 - (1) 州法律の執行と連邦政府の同意
 - (2) 州法律の執行と協定法律

第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

- 1. 州に対する連邦の監督
 - (1) 「連邦監督」の概念
 - (2) 連邦監督の機能および種類
 - (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限

A. 州立法に対する連邦監督

(以上、大阪国際大学紀要『大阪国際大学研究論叢』第32巻第2号、平成31年1月)

B. 州行政に対する連邦監督

- ① 州法律の自立的州執行に際しての連邦監督からの原則的自由
- ② 連邦法律の自立的州執行に対する一般的連邦監督
- ③ UVP事項における連邦の特別監督
- ④ 学校制度における連邦の特別監督
- ⑤ 病院および療養施設に関する衛生上の監督

(以上、本号)

第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

1. 州に対する連邦の監督

- (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限

B. 州行政に対する連邦監督

- ① 州法律の自立的州執行に際しての連邦監督からの原則的自由

州立法とは対照的に、連邦憲法15条1項による、すなわち州の自立的な国家作用としての州執行は、一般的な連邦監督には服さない。この注目すべき監督権限の非対称は、オース

トリア連邦国家制度を特徴づけている3つの根拠（法律による行政、行政機関の指揮監督関係、連邦国家的分立原則）から生ずる。

（i）連邦監督からの原則的自由の3つの根拠

a. ケルゼン・メルクル民主主義モデルの帰結としての連邦監督

ケルゼン（Hans Kelsen）およびメルクル（Adolf J. Merkl）の民主主義モデルによれば、立法は、代表民主制においては、議会によって創り出される第一次的な民主的国家作用であるが、行政は、自ら自身も議会に政治的および法的に責任を負う最高諸機関（連邦政府および州政府）（連邦憲法76条1項、105条2項、142条2項（b）、（d））が、「法律による行政の原理（Legalitätsprinzip）」（連邦憲法18条）および「訓令原理（Weisungsprinzip）」（指揮監督関係）（連邦憲法20条）を通じて、法律の民主主義的執行（demokratische Vollziehung）を行い、「民主主義原理（demokratisches Prinzip）」を貫徹するところの、立法に依存する国家作用である⁽⁵⁹⁾。

現代国家における民主主義は、實際上議会主義の形においてのみ実現することができ、それゆえ、議会によって制定された法律が行政を絶対的に拘束しなければならず、その言葉の完全な意味での法律の民主主義的執行と見なされる。また、行政の最高諸機関である政府を同様に議会依存的政治機構として構成するならば、全行政組織が民主主義的であるためには、全行政組織がヒエラルヒー的（階層的）に組織されねばならない⁽⁶⁰⁾。連邦憲法20条1項は、行政機関はすべて、行政の最高諸機関の指揮および監督に服し、原則的に、その訓令（指示・命令）に拘束されると定める。このヒエラルヒー的行政モデルは、行政の最高諸機関の議会に対する責任と対（Gegenstück）を成し、訓令拘束性は行政を議会のコントロールに結び付ける。議会に責任を負う行政最高諸機関は、それに服属する行政諸機関の行為に対しても責任を負う。それゆえ、訓令は、議会と行政組織との間の特別な責任関係を作り出す。行政の立法拘束性と議会によるコントロール制度の中に現される議会の意思が、国民ないし公民の意思を代弁する^{(61) (62)}。

以上のような州立法と州行政の関係を考慮に入れれば、一般的連邦監督が州立法（第3章1.（3）A. ①-④）と州議会（連邦憲法100条）（第3章1.（3）A. ⑤）を掌握することによって、連邦憲法に広く実現されているところのこのモデルに従って、自立的州執行を十分な程度において監督することができる⁽⁶³⁾。

b. 連邦国家的分立原則

連邦国家の本質は、2つのお互いに独立した領域に国家が配分されていること（二重政府）に存する。そこから、執行については、すべての州行政は州政府に從属するが、州政府は連邦政府に從属することは許されず、もっぱら州議会に責任を負わなければならない（連邦憲法105条2項、142条2項（d））という「組織的権力分立原則」が生ずる⁽⁶⁴⁾。国家監督（Staatsaufsicht）（連邦憲法119a条）⁽⁶⁵⁾の本質的特徴を有する市町村など自治行政の種類と、組織的自立性の本質的特徴を有する州行政との間の違いが、憲法に非常に明らかに表現されている。組織的権力分立原則は、州レベルにおける議会制原理と関連しているので、それは基本原理（Baugesetz）（連邦憲法44条3項）として、憲法上最高の地位を占めている。

もっとも、連邦憲法は、間接連邦行政（連邦憲法102条、103条）において、この分立原則を体系的に破壊し、さらに特別な形式の州執行に際して、一連の特別な監督権を規定する（連邦憲法11条7項、14条8項、15条2項）。それは、連邦国家における組織的権力分立の明らかな確認としての「州行政の監督からの自由」の一般的原則に対立するものと理解される⁽⁶⁶⁾。

(ii) 混合行政（連邦監督からの自由の例外）

b. で少し触れたが、連邦憲法は、連邦作用と州作用の真の分立原則を前提としているのではなく、連邦立法・州執行というヨーロッパ大陸の連邦国家に典型的な分離形式（オーストリア連邦憲法11条、12条；ドイツ連邦共和国基本法83条、84条、85条など）とともに、一部は、古いオーストリアの伝統（君主制時代の二重行政）⁽⁶⁷⁾に由来するところの、また一部は、例えば、環境影響評価⁽⁶⁸⁾や他の形式の環境保護⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾など統合行政という非常に現代的な執行形式を示すところの連邦執行・州執行の多数の混合形式を認めている。同時に、憲法は、連邦と州との間の権限配分の多くの領域において、共通の任務実現における統合と調整を確保するために、州行政に対する連邦監督の特別形式（後述）を規定している⁽⁷¹⁾。

(iii) 配慮原則（連邦監督からの自由の例外）

連邦国家が分立原則を超えて、共通の任務実現という全国的な体制として機能する限り、憲法判例は、配慮原則（Berücksichtigungsprinzip）⁽⁷²⁾から、連邦と州の相互の協働と調整を、連邦憲法15条1項による自立的州行政についても⁽⁷³⁾、連邦行政との関係において導き出した。しかし、この一般的配慮権限と配慮義務は、憲法判例によれば、連邦監督の措置を授権するものではない。なぜならば、配慮原則は、連邦と州の対等性（平等）を前提にしており、それゆえ、連邦の上からの監督ではなく、平等原則の適用事例としても構成されるからである。もっとも、憲法裁判所による配慮原則の適用は、實際上、非常にしばしば、州に対する法的な連邦監督の手段として機能している⁽⁷⁴⁾。

②連邦法律の自立的州執行に対する一般的連邦監督

(i) 連邦監督の対象

a. 特別の連邦監督との違い

連邦憲法15条8項は、立法権限と執行権限が分離する場合の一般的連邦監督を規定する。連邦憲法15条8項は、明らかに連邦憲法11条および12条と関連するので、連邦憲法12条による州の施行法律の自立的州執行についての連邦監督も、連邦の原則についての立法規定が関わってくる限り、連邦憲法15条8項の連邦監督に服する。行政法の制定は行政実務の経験に依存するので、連邦は、立法権限と執行権限が分離する領域および原則についての立法の領域において、合目的な法律ないし原則についての法律を制定し、または、行政実務の経験に応じて改正するために、州の行政実務に関するふさわしい情報をいつでも自由に使用できなければならない。このような情報を連邦が連邦憲法15条8項の一般的連邦監督によって得るものとされる。この連邦の権限は、情報権（Informationsrecht）のみであって、指示・命令（訓令）権限（Weisungsbefugnis）を含むものではない。連邦主務大臣は、これとは別に、これらの事項につき、管轄権限を有する行政裁判所に、州官庁

の処分取消しの訴え（職権による訴え）(Amtsbeschwerde)を提起できる（連邦憲法132条1項2号）⁽⁷⁵⁾。

こうした一般的連邦監督とともに、この憲法規範による単なる「確認（感知、認知）機能（Wahrnehmungsfunktion）」（(iii) b. で後述する）よりも厳しく、かつより具体的な連邦の多数の特別な監督権が認められている。一般的連邦監督は、連邦規定（法律および原則についての立法）の広範囲にわたるあらゆる種類の州執行を掌握しているが、監督の強さにおいては、環境影響評価（連邦憲法11条7項）、学校事項（連邦憲法14条8項）などには及ばない⁽⁷⁶⁾。

b. 州執行という国家作用

連邦憲法15条8項における連邦監督の対象は、州の自立的国家作用としての州執行であり、組織的意味における州行政ではない。このことは、州行政内部の組織的措置には、原則的に、連邦監督が関わるることができないということの意味する⁽⁷⁷⁾。

c. 州の自立性と合法性原則

連邦監督は、連邦法律（連邦憲法11条）および州施行法律（連邦憲法12条）の州執行の自立性の法的帰結である。この自立性は、連邦憲法11条または12条ではなく、連邦憲法15条に根拠づけられており、州行政が、連邦法律、または原則についての立法に基づく州法律に内容的に依存している（「法律による行政の原理」〔連邦憲法18条〕）ということと緊張関係に立つ。

連邦監督は、一方では、州執行という国家作用の組織的および連邦国家的自立性と、他方では、法律または原則についての立法への行政の内容的拘束性との間のこのような緊張関係を緩和するものとされる。連邦監督は、2つの基本的な憲法構造の対立を解消することはできない。なぜならば、それら2つは、オーストリア連邦国家の本質に基づいているからである⁽⁷⁸⁾。

d. 高権的行政と私経済行政

命令（Verordnung）、決定（処分）（Bescheid）（申請などに対する官公庁の決定〔通知〕）、公証（Beurkundung）、強制執行措置などあらゆる種類の法律執行は、連邦監督に服する。私経済行政も、権限的に連邦法律の執行の一部である限りにおいてのみ連邦監督に服する⁽⁷⁹⁾。これに対し、常に私法など連邦法律の枠内において実施される連邦憲法17条による州の一般的私経済行政は、連邦監督の対象ではない。というのは、連邦憲法17条による州の一般的私経済行政は、明らかに権限配分から除外されており、連邦憲法11条、12条、15条8項が適用されないからである⁽⁸⁰⁾。實際上、私経済行政の枠内において、特別な監督措置が、通常、契約によって根拠づけられているので、11条、12条、15条8項が何ら役割を演じないとされている⁽⁸¹⁾。

(ii) 監督目標

a. 連邦法律の遵守

連邦法律の遵守という監督目標は、連邦憲法18条（法律による行政の原理）、139条（憲法裁判所による命令の違法性の審査〔憲法裁判所による州機関の命令の連邦法律違反性の審査〕）と内容的に重なる。ここから、具体的場合における連邦法律の遵守を、司法で実

現するよりもより厳格でない異なった方法で審査しなければならないということになる。とりわけ裁量および不確定法概念の審査について特に重要な意味を有する。しかし、上述の連邦憲法15条1項による州執行の自立性を考慮すれば、連邦監督は、原則的に、州行政の固有の裁量領域の審査権限を有しないことが明らかである。法律適合性審査は、指揮管理 (Leitung) または上級審 (Oberinstanz) の機能に転化することは許されない。連邦は、連邦監督という名目でもって、当該事項についての行政権限を何ら引き出すことができないからである⁽⁸²⁾。

b. 連邦憲法11条3項による施行命令の遵守

連邦憲法15条8項の意味における連邦監督は、連邦憲法11条3項に従い連邦によって公布される施行命令にも拡張される。このことは、連邦憲法15条8項の「規定 (Vorschriften)」という表現の語義、および連邦監督の制度の意味から疑いなく生ずる。同様に、上記条文の意味における「施行命令」にあっては、法規命令 (Rechtsverordnung) (行政官庁の命令のうち、法律を施行し、または補充するための命令) のみが問題で、いわゆる行政命令 (Verwaltungsverordnung) [行政規則 (Verwaltungsvorschriften)] (一般的に下級官庁を拘束する行政上の規則で、上級官庁の定めたもの) を問題にしないことに異論がないように思える。なぜなら、この規定は、連邦行政と州の自立的活動領域に属する州行政との間の指示権 (訓令権) (Weisungsrecht) を設けようとしているものとは認められないからである。2012年の連邦憲法改正 (行政裁判所制度改正) (BGBl. I Nr.51/2012) 前の連邦憲法131条1項2号 (現連邦憲法132条1項2号) に関してではあるが、連邦監督権の制裁に関して権限を有する行政裁判所も、判決で、行政命令を行政裁判手続の基準となる法源として考慮していない (VwGH 17.12.1990, 90/19/0315; VwGH 26.01.2000, 99/03/0275)⁽⁸³⁾。

(iii) 監督手段

a. 権限規範としての連邦憲法15条8項

連邦憲法15条8項は、連邦官庁と州官庁との組織的關係ではなく、連邦と州との間の法關係を作り出すものである。それゆえ、連邦の権利とそれに相応する州の義務についての権限配分を拡張する。規範の意味は、連邦国家的な分離原則の一部修正にある。連邦憲法15条8項は、本来、一般的な「連邦監督法 (Bundesaufsichtsgesetz)」による、または、連邦のその時々の実体法による具体化を必要とする。そのような法律的具体化が欠けるならば、連邦機関および州機関の権利および義務は、連邦監督の枠内において、連邦と州の一般的組織規定 (後述 (iv)) と関連して具体化されねばならない⁽⁸⁴⁾。

b. 個々の監督措置

連邦憲法15条8項は、“wahrnehmen” という用語を用いているが、「確認 (Wahrnehmung)」⁽⁸⁵⁾ という特別な権限規範の語義および成立史から、次のような許される監督措置 (Aufsichtsmaßnahmen) が導き出される。

- ・連邦憲法15条8項による連邦監督の枠内における連邦の情報権 (情報提供を受ける権利) は、それに相応する州の情報義務 (情報を提供する義務) を拡張する。連邦の情報権は、連邦の作用のため、特に、州によって執行される連邦法律のための、および

連邦の原則についての法律のための、あるいは、連邦憲法11条3項による連邦の施行命令発布のための政府法案作成に関連して、連邦憲法22条の公の機関相互間の協力義務の基礎となる⁽⁸⁶⁾。

- ・連邦監督の情報機能から、州に対して照会する権利、具体的な決定自体ないし決定に向けての原案に参与する権利、執行の具体的な場合についての報告を要求する権利が生ずる⁽⁸⁷⁾。
- ・連邦憲法15条8項に基づき州行政に連邦の査察機関（Inspektionsorgan）を派遣することは許されない。というのは、このような権利は、一般的連邦監督に比べてより強力な特別監督に関する諸規定において、明示的に認められているからである（連邦憲法14条8項、15条2項、11条7項1号）⁽⁸⁸⁾。

c. 監督措置の許容性の限界

連邦憲法15条8項の監督措置の限界は、連邦監督それ自体の限界の中に存する。すなわち、連邦監督は、州行政の指揮管理ないし上級審機能に、また市町村など自治体に対するのと同様な強度な国家監督（連邦憲法119a条）に転化することは許されない。そのような転化は、許される監督措置の繰り返しや結合においても存在しうる。例えば、州行政について継続的に報告すること、連邦監督に服するあらゆる行政行為の提出を要求することなどは許されないであろう。連邦監督は、州行政の原則的自立性（連邦憲法15条1項）と州行政の合法性に対する自己責任の保障の下において、理由のある例外的場合ないし当該行政事項の特殊性から根拠づけられる限定的な事項領域においてのみ関与することが許される。監督を根拠づける州行政の特殊性は、連邦資金および連邦組織の使用においても、連邦行政との特別な調整の不可欠性においても存在しうる。このような州権限と連邦権限との緊密な交錯（組み合わせ）の例を、例えば、国籍法⁽⁸⁹⁾や道路交通法⁽⁹⁰⁾の州執行、州の病院法⁽⁹¹⁾の州執行が提供する⁽⁹²⁾。

(iv) 監督権の組織

連邦憲法15条8項は、連邦監督の組織について何ら規定を置いていないので、考慮される連邦規定が、これに関する特別規定を何ら含んでいない限り、憲法の一般的組織規定から結論が引き出されなければならない。

a. 連邦の監督機関

連邦監督は、連邦法律の遵守における連邦の利益を追求しなければならないにもかかわらず、監督作用自体は執行に属する。このことは、監督自体の本質からのみ生ずるのではなく、とりわけ、本来の立法任務のほかに、制限列挙的に挙げられた連邦の執行に対する協力（参与）（連邦憲法50条－59b条）の機能を有するところの憲法上制限された議会の活動領域から生ずる。さらに、州立法に対する監督手続と取消権は連邦政府に留保されており（連邦憲法140条）、それゆえ、州行政に対しても監督権を認めることができよう⁽⁹³⁾。

連邦政府の内部においては、原則的に大臣制（管轄制）が支配しており、単純連邦立法者は、連邦大臣相互の権限の限界を規定する（連邦憲法77条）⁽⁹⁴⁾。連邦内閣法（Bundesministeriengesetz）（BGBl.Nr.76/1986）3条1項4号によれば、個々の連邦大臣は、自らが処理すべき連邦最高行政の事務と関連して、州に憲法上委託された事項の処理

の観点から重要性を有するあらゆる利益に配慮しなければならないとされている。連邦憲法15条8項の任務もそれに含まれる。それゆえ、連邦監督は、権限を有する主務大臣の事物的活動領域に属する⁽⁹⁵⁾。

b. 監督措置の名宛人

連邦の監督措置がどのような州機関に向けられなければならないのかの問題については、州官庁の連邦官庁に対する組織的服従を引き起こさないところの、連邦と州間の法関係としての連邦監督の本質が前提とされる。それゆえ、監督措置が、州の下級官庁に直接向けられる、あるいは、訓令など指示 (Weisung) の形式で生ずるということが排除される。

連邦監督の措置の名宛人として、州知事または州政府ないし事物的管轄権限を有する州政府構成員 (管轄制度を採用する場合) が考慮される。州知事の権限ということに関しては、憲法上の一般的対外的代表機能 (連邦憲法105条1項)、および、いくつかの特別の監督手続 (連邦憲法14条8項、15条2項、16条5項) の類推を挙げることができる。もっとも、この強力な監督手続においては、州知事は、間接連邦行政にならって指示に拘束され、さらに国法上責任を負っており (連邦憲法142条2項 (e))、連邦憲法15条8項の一般的な連邦監督の領域に妥当するものではない。

次に、州政府ないし権限を有する州政府構成員ということに関しては、連邦憲法11条および12条の領域における連邦監督の対象は、連邦憲法101条 (州の執行と州政府) に従い正に州政府によって行使される州執行であるということを挙げることができる。執行の最高機関として、連邦の具体的な監督措置を州領域において置き換える (umsetzen) あらゆる州法的監督権限を州政府が自由に行使することができる。このような理由で、連邦憲法11条7項も、環境評価手続における特別の連邦監督の名宛人として州政府を定めたことも理解しうる。その際、連邦憲法15条8項の連邦監督は、最上級州機関である州政府に対する連邦主務大臣の組織的上位を決して根拠づけるものでもなく、事実的または法的に州執行を永続的に監視するところの「監視する上級審 (beaufsichtigende Oberinstanz)」を作るものでもないことが再確認されねばならない⁽⁹⁶⁾。

c. 州機関の責任の問題

連邦憲法15条8項による連邦監督の憲法上の当事者として、州知事または州政府ないし州政府構成員の誰であれ、この州機関は、監督措置の置き換え (Umsetzung) につき、連邦によって法的に責任を問われることがない。間接連邦行政 (連邦憲法102条、103条) および、より強力な形式の連邦監督 (例えば、連邦の州に対する査察権を伴いながら間接連邦行政類似の制裁を伴うところの連邦憲法14条8項、15条2項など) との意識的な相違が明らかに存する。そこでは、州知事または州政府の憲法裁判所の下での責任が明らかに根拠づけられている (連邦憲法142条2項 (e) (f) (g) (h) (i))。また、連邦憲法15条8項による連邦監督は、委譲権の多くの場合と異なり、連邦への一時的な権限委譲も規定されていないので、監督措置の直接の制裁を欠いている。そこで、連邦憲法11条および12条における州の執行権限は、連邦国家的な配慮原則 (bundesstaatliches Berücksichtigungsprinzip) (B. ① (iii)) による制限を受け、州は、連邦憲法15条8項に

よる連邦監督の合法的な措置に従わねばならないとする学説が存する。そのためには、連邦監督法 (Bundes-Aufsichtsgesetz) またはより詳細な憲法的精密化による実施など、法治国家的に整理された監督手続において行われなければならないとされている⁽⁹⁷⁾。

(v) 連邦監督の手段としての施行命令

連邦憲法15条8項に加えて、連邦憲法は、連邦法律の自立的州執行に対して、特別の指導および監督手段として、連邦法律に対する施行命令を、別段の定めが無い限り、連邦によって発布することができることと定める (連邦憲法11条3項)。連邦憲法18条2項によって、連邦の法規命令 (Rechtsverordnung) のみが許されているにもかかわらず、連邦主務大臣は、この授權を根拠にして、連邦法律による拘束を超えて、州行政を決定する自由を有するとされている。連邦主務大臣の命令発布活動による中央の法律解釈の指導的および監視的效果は非常に大きく、本来は州権限に属している事物的執行権限を、連邦と州とに憲法上明示的に配分する。その結果、連邦憲法11条における州執行の自立性は、連邦憲法15条に比べて制限されることとなる。連邦憲法11条3項の授權は、執行権限の配分を知らないところの連邦監督の古典的枠組みを超えているのである⁽⁹⁸⁾。

③UVP事項における連邦の特別監督

(i) 特別監督の根拠

1993年の連邦憲法改正 (BGBl.Nr.508/1993) によって、環境影響評価 (UVP [Umweltverträglichkeitsprüfung]) についての州の執行権限 (連邦憲法11条1項7号) に関する連邦の特別監督規定 (連邦憲法11条9項) (1993年7月30日の憲法律 [BGBl.Nr.508/1993] および2004年9月28日の連邦法律 [BGBl. I Nr.118/2004] による連邦憲法11条9項は、2012年6月5日の連邦法律 [BGBl. I Nr.51/2012] によって7項に変更されている) が、新たに発布された。連邦の強力な、かつ具体化された監督権の根拠は、UVP手続の枠内における連邦権限と州権限の特に密接な結び付きに存する。この手続の本質は、さまざまな行政事項および計画のあらゆる観点を統合するところの、プロジェクトの環境影響評価に関するすべての審査を実施することに存する。連邦機関ではなく州政府がこの決定に対して権限を有するとされているということは、一方では、州の重要な環境権限に根拠づけられ、他方では、執行連邦主義 (Vollzugs-Föderalismus) への連邦の譲歩を意味する。そのための調整として、連邦の特別の監督権が必要不可欠となる⁽⁹⁹⁾。

(ii) 監督機能の憲法的具体化

学説によって常に要求されているところの連邦憲法15条8項による一般的な連邦監督の法的具体化と精密化が、新たな監督規定の一部を構成している。連邦憲法11条7項は、次のような特別な監督権を規定する。

a. 州官庁の行為を検査する連邦機関の権限 (1号)

特に、査察機関 (Inspektionsorgan) を派遣する権限がそれと結び付く。学説の支配的理解によれば、この権限は連邦憲法15条8項には含まれていない (第3章1.(3)B.

② (iii) b. 参照)⁽¹⁰⁰⁾。

b. 連邦によって発布された法律および命令の執行について報告することを要求する権限 (2号)

連邦憲法15条8項に対し、特に、具体的場合または特別領域に限定することなくすべての州執行に報告義務を拡大することが、それに属する。もっとも、行政実務についての詳細にわたる一般的報告義務は、自立的州行政についての連邦監督の許されない拡張となる⁽¹⁰¹⁾。

c. 連邦の法律および命令の発布の準備に際しての州の協力 (参与) (3号)

ほとんどの法律が政府法案に遡るので、連邦政府にとって、州の行政実務を利用することは特に重要である。自ら政府法案を作成することは州には認められていないので、連邦政府のこの情報権 (州から情報を得る権利) は、同時に、州が、適切な情報提供によって、連邦の政府法案の作成に協力することができるということを意味する⁽¹⁰²⁾。

d. 連邦監督の組織規定

連邦憲法15条8項と異なり、連邦憲法11条7項は、監督組織に関する具体的な規定も含んでいる。それによれば、監督権限は、連邦政府および権限を有する個々の連邦大臣に帰属する。州政府は、監督措置の排他的名宛人である。それによって、連邦監督は、下級の州機関に直接向けることは許されず、州政府が連邦の監督措置の置き換え (Umsetzung) についての唯一の責任機関であるということが明らかとなる⁽¹⁰³⁾。

e. UVP事項における州政府の責任

2003年11月21日の連邦法律 (BGBl. I 100/2003) によって、連邦憲法142条2項 (i) に、UVP事項における州政府の責任が規定されており、UVP事項における連邦の法律違反を理由として、ならびに連邦の命令に従わないことを理由として、さらに連邦憲法11条9項 (現7項) による連邦の監督権限を妨げたことを理由として、国民議会または連邦政府によって、州政府に対して、憲法裁判所に公訴を提起することができた⁽¹⁰⁴⁾。この点につき、学説上批判があった。すなわち、州の自立的活動領域に属するUVP事項において、国法上もっぱら州議会に対して責任を負うのではなく、連邦法律違反を理由として国民議会に対して、連邦命令違反を理由として連邦政府に対して責任を負うとする責任規定は、州の自立的活動領域の本質ばかりではなく、州行政に関する州政府の州議会に対する排他的かつ完全な責任を要求するところの州における議会制システムにも反する。国民議会は立法者であるので、立法権限と執行権限が分離している場合においては、公訴提起の申立人として州の執行に介入することができない。連邦憲法11条事項における州政府の国民議会または連邦政府に対する責任規定は、連邦国家制原理だけではなく、州公民の代表としての州議会を州政府の国法上の責任規定から排除しているので、民主制原理にも反しているとする。もっとも、UVP領域における連邦の特別の監督措置に対する州政府の憲法裁判所の下での責任については、この責任規定は、州の自立的執行に対して直接向けられているのではなく、特別の連邦監督に対するものであるもので、前述の連邦国家的疑念が妥当せず、連邦憲法15条8項の制裁を伴わない一般的連邦監督の意味のある補完として評価している⁽¹⁰⁵⁾。

2009年12月30日の憲法律 (BGBl. I 127/2009) による連邦憲法142条2項 (i) の改正により、本条本項本号から連邦憲法11条1項7号 (UVP = 環境影響評価) が削除された (ただし、8号 [動物保護] が削除されず残っている)。

④学校制度における連邦の特別監督

(i) 学校制度における特別の中央集権

一般的学校制度および生徒寮に関する教育制度（連邦憲法14条）においては、権限配分の高度の中央集権化が支配している。すべての教育制度に関する中央集権的な国家監督に伝統的に特に高い価値が与えられてきた（「国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」（RGBl.Nr.142/1867）17条5項参照）。このような伝統と、学校制度における連邦権限と州権限の密接な事項的関連（錯綜）ゆえに、連邦憲法は、一般的学校制度におけるわずかではあるが残されている自立的州行政（連邦憲法14条2項、3項）についても、連邦規定の執行に関して特に厳格な連邦監督を導入した（連邦憲法14条8項）⁽¹⁰⁶⁾。

(ii) 連邦の特別の監督権限

連邦憲法14条8項によると、連邦は、一般的学校制度において、州行政に対し、連邦憲法15条8項の一般的監督権限をはるかに超える強力な監督および是正権限を有している。事項的に制限のない情報権とともに、特に、州の学校および生徒寮に対する特別な連邦機関による伝統的な査察権（Inspektionsrecht）も監督権に属する⁽¹⁰⁷⁾。

是正機能は、条約施行（連邦憲法16条5項）におけるのと同様に、特別な間接連邦行政の形式で構成されている。すなわち、瑕疵（欠陥、不備）（Mängel）が確認されるならば、連邦は、その瑕疵の除去に関する指示・命令（Weisung）を州知事に対して与えることができ、州知事は、それを、間接連邦行政（連邦憲法103条1項）におけるように、州の独立の権限機関としての資格で自由に使用できる手段（職務監督、組織高権など）によって実施しなければならない。学校制度におけるこのような連邦監督の指示・命令（Weisung）に州知事が従わないことに対して、州知事は、憲法裁判所の下で、連邦政府によって責任を問われる（連邦憲法142条2項（g））⁽¹⁰⁸⁾。

(iii) 州における教育評議会に対する連邦監督

従来、州には教育評議会（Landesschulrat）および管区（地区）教育評議会（Bezirksschulrat）⁽¹⁰⁹⁾が存在した。州教育評議会および管区教育評議会は、オーストリア・ハンガリー二重帝国時代の1868年以降、存在したとされる⁽¹¹⁰⁾。ところが、2015年11月に、すべてのオーストリアの州において、教育部（Bildungsdirektion）が設立され、従来の州教育評議会（Landesschulrat）と州政府の教育課（Schulabteilung）に代わることが告示された。そして、2017年9月15日の連邦法律（2017年教育改革法）（Bildungsreformgesetz 2017）（BGBl. I Nr.138/2017）のArtikel 1（憲法規定）による連邦憲法改正において、従来の連邦憲法第112条の後に新たに「第5章 学校および教育制度の領域における執行」として第113条が挿入され、2019年1月1日から州のすべての学校行政を担当する機関（官庁）としての教育部（Bildungsdirektion）の憲法的基礎が創られた（当然ながら、従来の第5章が第6章に、第6章が第7章に、第7章が第8章に、第8章が第9章に、第9章が第10章に改められている）。新たな連邦憲法113条は、次のごとくである。

教育部は、連邦と州の共通の官庁として設立され（連邦憲法113条3項）、質の確保、学校監督および教育コントロールを含め公の学校に関する学校法の執行、服務（勤

務)法の執行、公の学校教員および公の学校におけるその他の連邦職員の従業員代表法(Personalvertretungsrecht)の執行の職務を有する。連邦執行のその他の事項(事務)については連邦法律で、州執行のその他の事項については州法律で、教育部に委託し、または執行に際しその協力を求めることを規定することができる。これらの事項は、1項および2項に挙げる事項と関連しなければならない。教育部は、連邦執行の事項については連邦大臣に、州執行の事項については州政府または州政府の個々の構成員に服属する(連邦憲法113条4項)。また、学校制度および生徒寮の事項についての教育制度の領域における執行は、連邦憲法14条4項(b)の幼稚園および保育園制度を除き、連邦主務大臣および連邦主務大臣に服属する教育部が処理する(連邦憲法113条1項)。ただし、1項と異なり、連邦憲法14条2項、3項(a)(b)、4項(a)の執行事項については、州憲法の規定に従い、州政府または個々の州政府構成員が連邦大臣に代わる(連邦憲法113条2項)。1項および2項を侵すことなく、教員の服務法、従業員代表法の執行領域における職務を、法律によって他の機関に委託することができる。公の義務教育学校の維持については、市町村または市町村組合に委託することができる(連邦憲法113条5項)。教育部の長は教育部長(Bildungsdirektor)であり、連邦主務大臣が、州知事と協議(協力)の下にその提案に基づき、5年の任期で任命する。再任も認められる。協議が成立しない場合は、州知事が、一時的にある人物に、教育部の職務を委託することができる。詳細は、10項に従い連邦法律で定める(連邦憲法113条6項)。教育部は、連邦執行事項の職務を行うに際しては連邦主務大臣の指示・命令に、州執行事項の職務を行うに際しては州政府または個々の州政府構成員の指示・命令に拘束される。連邦執行および州執行にまたがる事項については、教育部は、州政府または個々の州政府構成員との協議(協力)の下に、連邦主務大臣の指示・命令に拘束される(連邦憲法113条7項)。州法律によって、州知事が長官(Präsident)として、教育部を統括すると定めることができる。この場合において、州知事は、命令によって、州政府構成員にこの職務の行使を委任することができる。州法律によって長官を定めたときは、7項の規定が長官に適用される。この場合、教育部長は、長官の指示・命令に拘束される。連邦主務大臣ないし州政府または個々の州政府構成員の指示・命令は、直接に教育部長に向けることができる。長官は、連邦執行事項における教育部長に対する指示・命令を遅滞なく連邦主務大臣に知らせなければならない(連邦憲法113条8項)。連邦および州は、教育部の職務の処理のため必要な数の連邦ないし州の職員を、教育部に配属しなければならない。教育部長は、教育部におけるすべての連邦および州職員に対して、服務上および専門技術上の監督権を行使する(連邦憲法113条9項)。教育部長の人的専門的資格およびその任命を含め、教育部の制度、組織、命令の公布に関するより詳細な定めは、連邦法律によって行う。この連邦法律は、個々の事項につき、連邦主務大臣が、州知事または個々の州政府構成員と協議(協力)しなければならないことを規定することができる。連邦は、州に対して、このような法律草案の準備に協力する機会を与えなければならない。法律は、州の同意を得てのみ公布することが許される(連邦憲法113条10項)⁽¹¹¹⁾。

ここで、従来の州における教育評議会(Landesschulrat)および管区(地区)教育評議

会 (Bezirksschulrat) について、連邦監督の関係で簡単に触れておくこととする。

州における教育評議会 (Landesschulrat) および管区 (地区) 教育評議会 (Bezirksschulrat) ⁽¹¹²⁾ は、連邦主務大臣に服属するところの特別な連邦官庁である。他方、州による政治的任命 (旧連邦憲法81a条3項 (a)) と、職務 (旧連邦憲法81a条3項 (c)) 遂行の際における指示・命令からの原則的自由 (旧連邦憲法81a条4項1文) に基づいて、最上級連邦官庁から実際的にも法的にもはるかに独立していた。ただし、合議体の決定の実施を違法性を理由として拒否する場合または合議体によって発布された命令の廃止を命ずる場合においてのみ、連邦官庁は、指示・命令を発することができた (旧連邦憲法81a条4項2文)。もっとも、このような場合において、合議体は、行政裁判所に指示・命令の取消しの行政訴訟を提起することができるものとされた (Weisungsbeschwerde) (旧連邦憲法130条1項4号、132条4項) ⁽¹¹³⁾。州教育評議会に服するところの学校および生徒寮に対する最上級連邦官庁の特別な査察権 (Inspektionsrecht) も定められていた (旧連邦憲法81a条5項)。

合議体の決定に基づいて州教育評議会の処分が為される事項については、処分の違法性を理由として、連邦主務大臣は行政訴訟を提起することができた (旧連邦憲法132条1項2号) ⁽¹¹⁴⁾。

州教育評議会の長 (州知事) および事務執行の長 (旧連邦憲法81a条3項 (b)) は、法律違反ならびに連邦の命令またはその他の指示 (訓令) の不遵守を理由として、連邦政府によって憲法裁判所の下で責任を問われた (旧連邦憲法142条2項 (h))。間接連邦行政にならって作られたこの構造は、連邦執行と州執行、指示拘束性と自律性が混在する学校行政の性格を示している ⁽¹¹⁵⁾。

(iv) 農林学校制度における連邦監督

一般的学校制度における高度な中央集権化に対して、1975年の連邦憲法改正 (BGBl. Nr.316/1975) によって新たに規定された農林学校制度における権限配分 (連邦憲法14a条) は、州に好意的である。すなわち、一般的権限は、連邦憲法14条1項においては連邦のために、連邦憲法14a条1項においては州のために規定され、それ以外においても、連邦憲法14a条における連邦権限はかなり制限されている。この連邦主義的配慮に、農林学校制度における連邦監督に関する特別規定も対応する。すなわち、特別規定は、連邦憲法15条8項の一般的監督機能に精密にならって作られており (連邦は、連邦によって発布された規定の遵守を確認する [wahrnehmen] 権限を有するのみである)、連邦憲法14条8項 (④ (ii) 参照) の広範に及ぶ特別監督規定を受け継いでいない (連邦憲法14a条6項)。また、連邦憲法14条の一連の規定 (5a項、6項、6a項、7項、7a項、9項) の準用を定める14a条7項も、連邦憲法14条8項の監督規定を明白に受け継いでいない ⁽¹¹⁶⁾。

⑤ 病院および療養施設に関する衛生上の監督

「療養所および介護施設、保養施設および保養設備、温泉」に関する事項についての州の権限 (連邦憲法12条1項1号) は、連邦の特別な監督権限によって制限を受ける。この連邦の衛生上の観点からの監督は、連邦立法・連邦執行事項である「衛生制度」(連邦憲法10条1項12号) の一部と見なされる。この特別な衛生警察的監督は、連邦の直接執

行として、州法である「病院ならびに温泉および保養地法」(例えば、ウィーン州につきLGBl.Nr.23/1987、ニーダーオーストリア州につきLGBl.9440-0/2018)の州執行と重なる。病院および保養施設に関しては、衛生上の監督は、間接連邦行政として管区行政官庁によって行われる。監督は、内容的に、この州の施設の管理と関連するあらゆる衛生規定について実施される(連邦法である「病院および保養施設法」[BGBl.Nr.1/1957, BGBl. I Nr.131/2017] 60条-62条)。これに加えて、病院および保養施設は、州行政の自立的執行の枠内において、病院については州政府、保養施設については管区行政官庁による行政監督に服する(「病院および保養施設法」3条、3a条、3b条、3d条、3f条、4条、5条、5c条、6条、7条、7a条、42b条、42c条など)⁽¹¹⁷⁾。

(「⑥安全保障制度における連邦の特別監督」以下は、次号に続く)

注

第3章

- (59) Peter Pernthaler, S.510; Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.122. もっとも、行政のヒエラルヒー的構造は、2008年1月4日の憲法律(BGBl. I Nr.2/2008)による連邦憲法20条1項および2項の改正で、非ヒエラルヒー的な方向に修正され、弱められている。Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.122, SS.181-182; Ludwig K.Adamovich (Band 4), S.81.
- (60) Peter Pernthaler, SS.169-170.
- (61) Theo Öhlinger, SS.159-161, SS.233-234. 訓令拘束性につき、さらに、Bernd-Christian Funk, SS.241-244.
- (62) 1918-1920年の憲法審議の中で、社会民主党によって、「行政の民主化」の言葉の下に、管区レベルにおいても行政は自己行政の模範に従って設立されるべきだとする要請が為された(管区長およびそれに服属する行政機関が責任を負うところの管区議会の選挙。州政府に対する訓令からの自由)。この要請は州の反対で何ら合意を得ることができなかったが、それらは、連邦憲法120条において、プログラムの規定されている。Theo Öhlinger, S.234.
- (63) Bernd-Christian Funk, S.262; Walter Berka, SS.42-43, S.248; Heinz Mayer, SS.400-401; Peter Pernthaler, SS.169-170, S.510.
- (64) VfSlg1030/1928によれば、連邦国家の理念は、立法および執行が連邦と州に配分され、連邦も州も、自らに委託された機能を自己固有の機関によって処理することである。連邦は、連邦国民または連邦国民によって任命された機関によって、州は、州公民および州公民によって任命された機関によって処理することである、とされる。
- (65) Theo Öhlinger, SS.245-246.
- (66) Peter Pernthaler, SS.510-511.
- (67) 州における一般的国家行政の組織は、1974年7月10日の憲法律による連邦憲法改正(BGBl. Nr.444/1974)以降、基本的に州権限事項(連邦憲法15条10項)となった。しかし、歴史を遡れば、州における一般的国家行政は、二重の(doppelt)根源を有していた。一方では、それは、オーストリア・ハンガリー二重帝国において典型的に示されるように、帝国の厳格で、官僚的統一国家的な、君主の「政治的(中央国家的)行政」に由来している。遠く離れた辺鄙な管区に至るまですべての管区長は、皇帝によって直接任命され、総督を通じてウィーンの中央官庁に服属した。Wilhelm Brauner, SS.173-174, S.177; Oskar Lehner, SS.234-236, SS.238-239; Peter Pernthaler, S.383; Ludwig K.Adamovich (Band 1), SS.69-70. 他方、州における一般的国家行政のもう一つの根源は、組織的には州議会に服属し、その作用は、経済的・財産的行政(州財産の管理行政)および社会福祉事業に制限されていたところの「自律的州行政」であった。1925年7月30日の憲法律(ウィーンを除く州政府の組織と事務執行の原則に関す

- る憲法律) (BGBl.Nr.289/1925) および1920年10月1日の憲法経過法 (BGBl.Nr.2/1920, StGBI. Nr.451/1920) の1925年の8条改正 (BGBl.Nr.368/1925) による行政改革は、州におけるこの2つの行政路線を統合し、非合目的で問題の多かった (Wilhelm Brauner, S.177) 「行政の複線性 (Doppelgleisigkeit)」「中央官庁と州官庁の二元性 (Dualismus von gesamtstaatlichen Behörden und Landesbehörden)」を廃止し、同時に新たに、あらゆる権限を有する強力な州の行政組織を創った。Walter Berka, SS.248-249; Heinz Mayer, SS.402-403; Peter Pernthaler, S.383; Ludwig K.Adamovich (Band 2), SS.194-196.
- (68) 連邦道路、高性能路線の鉄道については連邦執行 (連邦憲法10条1項9号)。その他のプロジェクトについては州執行 (連邦憲法11条1項7号)。Theo Öhlinger, S.127; Heinz Mayer, S.163; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.338, Ludwig K.Adamovich (Band 4), S.268, S.276.
- (69) 営業および産業に関する事項 (連邦憲法10条1項8号)、さまざまな交通制度、自動車制度に関する事項 (連邦憲法10条1項9号)、鉱業、林業、水法、ボイラー・発動機制度に関する事項 (連邦憲法10条1項10号) などについては連邦執行。建築法、狩猟法、漁業法、自然保護法、景観保護法に関する事項 (連邦憲法15条1項) などについては州執行。Bernd-Christian Funk, S.142; Ludwig K.Adamovich (Band 4) S.268.
- (70) 環境汚染限界値 (Immissionsgrenzwert) を超えることによって生ずる環境への危険な負荷の除去措置については連邦執行 (連邦憲法10条1項12号)。州の自立的活動領域内における環境保護措置については州執行 (連邦憲法15条1項)。Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.338; Ludwig K.Adamovich (Band 4), S.268.
- (71) Peter Pernthaler, S.511.
- (72) Theo Öhlinger, SS.142-144; Walter Berka, SS.145-146; Heinz Mayer, SS.185-186.
- (73) 自然保護につき、ゼメリング鉄道基礎トンネル (Semmering-Basistunnel) 判決 (VfSlg15552/1999) (第1章3.(4)②b) 参照。
- (74) Peter Pernthaler, S.348, SS.508-509, S.511. さらに、第1章3.(4)②b. および第3章1.(3)A. ⑥(ii)c. 参照。
- (75) Theo Öhlinger, S.152; Walter Berka, S.146; Peter Pernthaler, S.512; K.Adamovich (Band 1), SS.291-292.
- (76) Peter Pernthaler, S.512.
- (77) Peter Pernthaler, S.512.
- (78) Peter Pernthaler, SS.512-513.
- (79) Heinz Mayer, S.409; Peter Pernthaler, S.513.
- (80) Heinz Mayer, S.182も、私経済行政にあっては、連邦法律または州法律に別段の定めが無い限り、連邦または州の最高諸機関が執行権限を有するとする。
- (81) Peter Pernthaler, S.513.
- (82) Peter Pernthaler, S.513.
- (83) VwGH 17.12.1990, 90/19/0315において、チロール州の州法律である生活保護法 (Sozialhilfegesetz, LGBl.Nr.105/1973) に基づき、チロール州政府がそれに服属する管区行政官庁およびインスブルック市庁に対して発した行政命令の効力が問題にされた。行政裁判所は、行政命令は主観的公権を根拠づけない、と判示した。また、VwGH 26.01.2000, 99/03/0275において、連邦法律である自動車法 (Kraftfahrzeuggesetz1967, BGBl.Nr.267/1967) に基づき、連邦主務大臣が彼に服属する下級官庁である州知事に対して発した行政命令の効力が問題にされた。行政裁判所は、行政命令は主観的公権を根拠づけることもなく、また、行政裁判所を拘束することもできない、と判示している。Peter Pernthaler, S.514.
- (84) Peter Pernthaler, S.514.
- (85) “Wahrnehmung” という用語は、「感知」「認知」「知覚」「識別」などと訳されるが、“wahrnehmen” という用語が使用されている連邦憲法15条8項と、使用されていない連邦憲法11条7項、14条8項、15条2項との対比から、本文でも指摘するように、連邦が州から情報提供を受け、州が連邦法令を遵守しているか否かを連邦が「確認」する監督作用 (情報取得の過

オーストリア共和国における連邦制—連邦国家における権限配分を中心として— (7)

程と成果)を意味する。その意味では、連邦監督の「是正機能 (Berichtigungsfunktion)」ではなく、「監視機能 (Beobachtungsfunktion)」の一部 (査察権を含まない) を成すものと思われる (是正機能と監視機能につき、第3章1.(2)①、(3)A. ①参照)。

- (86) Peter Pernthaler, S.514.
- (87) Peter Pernthaler, S.515.
- (88) Theo Öhlinger, S.152; Peter Pernthaler, S.515.
- (89) 「国籍」は、連邦憲法11条1項1号により連邦立法および州執行事項であり、本来ならば、連邦の指示・命令 (訓令) に何ら拘束されるものではないが、連邦憲法11条3項による連邦法律である国籍法のより詳細な規定を含むところの連邦主務大臣が發布する施行命令 (本来は執行事項) にも従いながら連邦憲法15条8項の連邦監督に服することとなる。Walter Berka, SS.127-128.
- (90) 連邦憲法11条事項における連邦法律の施行命令の發布は連邦権限に属するが、交通警察 (11条1項4号)、内水航行など (11条1項6号) の事項については、連邦法律によって、その施行命令の發布を州に授權することができる。その際、その告示の方法は連邦自ら留保し、連邦法律によって定めることができる (例えば、交通標識の統一的な取り付けの確保のため) (連邦憲法11条3項)。Heinz Mayer, S.167; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.301.
- (91) 連邦憲法12条1項1号による連邦の「原則としての立法」としての「病院および保養施設法」と、州の「施行法律」としての「病院ならびに温泉および保養地法」。Walter Berka, S.129; Peter Pernthaler, S.326.また、連邦の基金、全オーストリア的な衛生制度改革との関連で、州執行に連邦監督による制約が加わる。第3章1.(3)B. ⑤の本文参照。Peter Pernthaler, S.515, S.525.
- (92) Peter Pernthaler, S.515.
- (93) Peter Pernthaler, SS.515-516.
- (94) 現在、12の省庁が存在する。連邦内閣法1条参照。
- (95) Peter Pernthaler, SS. 515-516.
- (96) Peter Pernthaler, S.516.
- (97) Peter Pernthaler, S.517.
- (98) Peter Pernthaler, SS.517-518.
- (99) Bernd-Christian Funk, S.235; Peter Pernthaler, S.518; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.116; Ludwig K.Adamovich (Band 4), S.194, SS.271-272, S.276.
- (100) Peter Pernthaler, S.518.
- (101) Peter Pernthaler, SS.518-519.
- (102) Peter Pernthaler, S.519.
- (103) Peter Pernthaler, S.519.
- (104) Peter Pernthaler, S.519.
- (105) Peter Pernthaler, SS.537-538.
- (106) Theo Öhlinger, S.152; Heinz Mayer, S.178; Peter Pernthaler, S.521.
- (107) Peter Pernthaler, SS.521-522.
- (108) Theo Öhlinger, S.152; Heinz Mayer, S.178; Peter Pernthaler, S.522.
- (109) 管区教育評議会は、2014年7月末で廃止された (BGBl. I Nr. 164/2013, Artikel 1)。Theo Öhlinger, S.237. 注 (112) も参照。
- (110) Wilhelm Brauneder, S.174; Oskar Lehner, S.236.
- (111) Bildungsreformgesetz 2017 (BGBl. I Nr.138/2017, Artikel 1 [憲法規定]). さらに、Aus Wikipedia, *Landesschulrat*, <https://de.wikipedia.org/wiki/Landesschulrat>, 2018; *Bildungsdirektion(Österreich)*, <https://de.wikipedia.org/wiki/Bildungsdirektion>, 2018; *Bildungsdirektion statt Landesschulrat*, <http://kaernten.orf.at/news/stories/2879035/>, 2018.
- (112) 連邦の学校行政の簡素化の長年の要望に対応して、2013年8月2日の連邦法律 (学校官庁—行政改革法) (BGBl. I Nr.164/2013, Artikel 1 [憲法規定]) によって、管区教育評議会は、2014

- 年7月末で廃止された。Heinz Mayer, S.352。それに代わって、州教育評議会は、支所（出先機関）(Bildungsregionen) を設けることができるとされた（連邦学校監督法4条2項）(BGBl. I Nr.164/2013, Artikel 3)。Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.180。
- (113) Walter Berka, S.241, S.304; Heinz Mayer, S.353; Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.181.
- (114) Heinz Mayer, S.178.
- (115) Walter Berka, S.241-242; Peter Pernthaler, S.522.
- (116) Theo Öhlinger, S.152; Heinz Mayer, S.178; Peter Pernthaler, S.522.
- (117) Peter Pernthaler, S.525.

参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (10.Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2014.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (6.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2016.
- ・ Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1: Grundlagen, 2.,aktualisierte Auflage)*, Springer Wien New York, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2: Staatliche Organisation, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2014.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3: Grundrechte, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2015.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 4: Allgemeine lehren des verwaltungsrechts, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
- ・ <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschriften für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2019.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- ・ *Amtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg.)*.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。